

議案第 29 号

令和 8 年度就学児等の措置について

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条及び第 11 条の規定による障害のある就学児等の措置について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 10 月 24 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範